

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「蒲郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)に基づき、蒲郡市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、蒲郡市と愛知県が共同して行う「愛知県移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」及び愛知県が別に実施する「あいちスタートアップ創業支援事業」と連携して、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から蒲郡市に移住して就業又は起業等しようとする者が次条に規定する要件を満たす場合に、予算の範囲内において蒲郡市移住支援金(以下「移住支援金」という。)及び蒲郡市就職支援金(以下「就職支援金」という。)を支給するにあたり、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金の支給対象者)

第2条 移住支援金の支給対象となる者は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに定める要件のいずれかを満たす者(第7条に規定する2人以上の世帯に対する移住支援金を申請するときは、これらに加え、第5号に定める要件を満たす者)とする。

(1) 移住等に関する要件

次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通

勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。) をしていたこと。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- (ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として(ア)及び(イ)に規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 蒲郡市に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して蒲郡市内に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 蒲郡市暴力団排除条例(平成23年蒲郡市条例第3号)及び愛知県暴力団排除条例(平成22年愛知県条例第34号)(以下これらを「暴力団排除条例」という。)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
- (ウ) その他蒲郡市又は愛知県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に

所在すること。

- (イ) 転入日時時点で満50歳以下であること。
- (ウ) 就業先が、愛知県又はその他の都道府県がマッチング支援事業において求職者向けに開設するインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。
- (エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて愛知県又はその他の都道府県が運営するマッチングサイトにおいて移住支援金対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に就業していること。
- (カ) 求人への応募日が、マッチングサイトに第2号ア(ウ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (キ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し転入した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であっ

て、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 所属先企業等において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

(4) 起業に関する要件

あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づく「起業支援金」の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの移住支援金を申請する場合に限る。）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住支援金の支給を希望する者（以下「移住支援金申請者」という。）を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。

エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（移住支援金の申請）

第 3 条 移住支援金申請者は、蒲郡市移住支援金支給申請書（第 1 号様式）、本人確認書類及び前条に掲げる要件を満たすことを証する書類に、移住就業者及びテレワーカーにあつては就業先の就業証明書（第 2－1 号様式又は第 2－2 号様式）を加え、次の各号のいずれかに規定する期間内に市長へ提出するものとする。

(1) 移住就業者

前条第 2 号の要件に該当する移住支援金申請者にあつては、申請時において、転入後 1 年以内であり、かつ、就業先の法人等に就業していること。

(2) テレワーカー

前条第 3 号の要件に該当する移住支援金申請者にあつては、申請時において、転入後 1 年以内であること。

(3) 移住起業家

前条第4号の要件に該当する移住支援金申請者にあつては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、次のア又はイのいずれかに規定する要件を満たしていること。

ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

(移住支援金の支給の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請が第2条に掲げる要件を満たしているか否かを審査し、移住支援金の支給又は不支給の決定を行うとともに、決定した内容を蒲郡市移住支援金支給決定通知書（第3－1号様式）又は蒲郡市移住支援金不支給決定通知書（第3－2号様式）により速やかに当該移住支援金申請者に通知しなければならない。

(移住支援金の支給請求)

第5条 前条の支給決定通知を受けた者（以下「移住支援金受給者」という。）は、市長が別に指定する期限までに、蒲郡市移住支援金請求書（第4号様式）を提出するものとする。

(移住支援金の支給)

第6条 市長は、前条の請求書を受理したときは、移住支援金を請求者に支給するものとする。

(移住支援金の支給額)

第7条 移住支援金の支給額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(移住支援金の支給方法)

第8条 移住支援金は、移住支援金申請者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給するものとする。

(移住支援金の申請の撤回)

第9条 移住支援金申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、蒲郡市移住支援金支給申請撤回届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(移住支援金の支給決定通知書の再交付)

第10条 移住支援金受給者は、移住支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、蒲郡市移住支援金支給決定通知書再交付申請書(第3-3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請を受理・審査し、適当と認めたときは、速やかに蒲郡市移住支援金支給決定通知書【再交付】(第3-4号様式)により、移住支援金申請者に交付する。

(移住支援金の住居等の変更に係る届出)

第11条 移住支援金受給者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、第3条に規定する蒲郡市移住支援金支給申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに蒲郡市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(第6-1号様式)により市長に届け出るものとする。

2 移住支援金受給者は、蒲郡市移住支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の届出時期に関わらず、遅滞なく、蒲郡市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(第6-1号様式)により市長に届け出るものとする。

3 第2条第2号に基づく移住支援金受給者が就業する法人等は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、第3条に規定する就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに蒲郡市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(第6-2号様式)により市長に届け出るものとする。

4 移住支援金受給者が就業する法人等は、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の報告時期に関わらず、遅滞なく、蒲郡市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(第6-2号様式)により市長に届け出るものとする。

(移住支援金の返還)

第12条 市長は、移住支援金受給者が次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかに該当する場合は、支給した移住支援金の全額又は半額の返還を当該移住支援金受給者に請求するものとする。

また、市長は、蒲郡市移住支援金返還通知書(第7号様式)により当該移住支援金受給者に通知するものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に蒲郡市から転出した場合

ウ 第2条第2号に基づく移住支援金受給者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に蒲郡市から転出した場合

- 2 市長は、前項に該当する移住支援金受給者に対する蒲郡市補助金等交付規則第20条に規定する加算金及び遅延利息を免除するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(移住支援金の返還免除)

第13条 移住支援金受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、蒲郡市移住支援金返還免除申請書（第8号様式）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、第11条に規定する蒲郡市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】と併せて市長に申請書等を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、返還免除の可否を決定後、その決定内容について愛知県知事の同意を求めるものとする。

- 3 市長は、第1項の申請を受理したときは、前項による愛知県知事の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を蒲郡市移住支援金返還免除承認通知書（第9-1号様式）又は蒲郡市移住支援金返還免除不承認通知書（第9-2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(就職支援金の支給対象者)

第14条 就職支援金の支給対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす就業をした者とする。

(1) 移住等に関する要件

次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。（イ）において同じ。）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

- (イ) 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地（就業場所）が蒲郡市内に所在する企業に就職することが内定していること。

- (イ) 卒業後に（ア）の内定企業に就職し、蒲郡市に転入する意思を有していること。

- (ウ) 蒲郡市に、転入日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

- (ウ) その他蒲郡市又は愛知県が就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地（就業場所）が蒲郡市内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

カ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

キ 蒲郡市への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

(就職支援金の申請)

第15条 就職支援金の申請をしようとする者(以下「就職支援金申請者」という。)は、蒲郡市就職支援金支給申請書(第10号様式)、内定証明書(第11号様式)、本人確認書類及び前条に掲げる要件を満たすことを証する書類を、卒業後に就職する企業の内定後から別に定める期限までに、市長へ提出するものとする。

(就職支援金の支給の決定)

第16条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請が第14条に掲げる要件を満たしているか否かを審査し、就職支援金の支給又は不支給の決定を行うとともに、決定した内容を蒲郡市就職支援金支給決定通知書(第12-1号様式)又は蒲郡市就職支援金不支給決定通知書(第12-2号様式)により速やかに当該就職支援金申請者に通知しなければならない。

(就職支援金の支給請求)

第17条 前条の支給決定通知を受けた者(以下「就職支援金受給者」という。)は、市長が別に定める期限までに、蒲郡市就職支援金請求書(第13号様式)を市長へ提出するものとする。

(就職支援金の支給)

第18条 市長は、前条の請求書を受理したときは、就職支援金を請求者に支給するものとする。

(就職支援金の支給額)

第19条 就職支援金の支給額は、卒業年度の6月1日以降の採用面接に係る往復交通費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、1万2,000円を上限とする。なお、正式な内定日は卒業年度の10月1日以降であるものとする。

(就職支援金の支給回数)

第20条 就職支援金の支給は、1人1回を限度とする。

(就職支援金の支給方法)

第21条 就職支援金は、就職支援金申請者の指定する金融機関へ口座振込みの方

法により支給するものとする。

（就職支援金の申請の撤回）

第22条 就職支援金申請者は、申請が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、蒲郡市就職支援金支給申請撤回届出書（第14号様式）を市長に提出するものとする。

（就職支援金の支給決定通知書の再交付）

第23条 就職支援金受給者は、就職支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、蒲郡市就職支援金支給決定通知書再交付申請書（第12-3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理・審査し、適当と認めたときは、速やかに蒲郡市就職支援金支給決定通知書【再交付】（第12-4号様式）により、申請者に交付する。

（就職支援金の住居等の変更に係る届出）

第24条 就職支援金受給者は、転入した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、第15条に規定する蒲郡市就職支援金支給申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに蒲郡市就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（第15-1号様式）により市長に届け出るものとする。

2 就職支援金受給者は、蒲郡市就職支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の届出時期に関わらず、遅滞なく、蒲郡市就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（第15-1号様式）により市長に届け出るものとする。

3 就職支援金受給者が就業する法人等は、受給者が就業した日から起算して1年を経過した時点において、第15条に規定する内定証明書に記載されている就業条件や勤務地（就業場所）等に係る変更の有無を、速やかに蒲郡市就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（第15-2号様式）により市長に届け出るものとする。

4 就職支援金受給者が就業する法人等は、内定証明書に記載されている就業条件や勤務地（就業場所）等の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の報告時期に関わらず、遅滞なく、蒲郡市就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（第15-2号様式）により市長に届け出るものとする。

(就職支援金の返還)

第25条 市長は、就職支援金の受給者が次の各号の区分に応じ当該各号に定める要件のいずれかに該当する場合は、支給した就職支援金の全額又は半額の返還を当該就職支援金受給者に請求するものとする。

また、市長は、蒲郡市就職支援金返還通知書（第16号様式）により当該就職支援金受給者に通知するものとする。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請その他の不正な行為等により就職支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合
- イ 就職支援金の申請日から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
- ウ 就職支援金の申請日から1年以内に、蒲郡市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に蒲郡市に住民票がある場合を除く。）
- エ 転入日から3年未満に蒲郡市から転出した場合
- オ 就業日から1年以内に就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3か月以内に第14条第2号の要件を満たす蒲郡市内の別の企業に就業する場合は除く。）
- カ 就職支援金受給者の勤務地（就業場所）が、就業日から1年以内に蒲郡市以外へ変更となった場合

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に蒲郡市から転出した場合

2 市長は、前項に該当する就職支援金受給者に対する蒲郡市補助金等交付規則第20条に規定する加算金及び遅延利息を免除するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(就職支援金の返還免除)

第26条 就職支援金受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、蒲郡市就職支援金返還免除申請書（第17号様式）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、第24条に規定する蒲郡市就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】と併せて市長に申請書等を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、返還免除の可否を決定後、その決定内容について愛知県知事の同意を求めるものとする。

3 市長は、第1項の申請を受理したときは、前項による愛知県知事の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を蒲郡市就職支援金返還免除承認通知書（第18—1号様式）又は蒲郡市就職支援金返還免除不承認通知書（第18—2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（雑則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年8月27日から施行する。

2 改正後の第2条第1号の規定は、令和2年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 改正後の第2条第1号の規定は、令和3年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱は、令和4年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱は、令和5年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

2 改正後の要綱は、令和6年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、

同日前に転入した者については、なお従前の例による。

蒲 郡 市 長 様

年 月 日

蒲郡市移住支援金支給申請書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱に基づき、蒲郡市移住支援金の支給を申請します。

1 申請者

フリガナ		生年月日(西暦)	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス (任意)			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 (申請者の配偶者を除く)	人
転入日(西暦)	年 月 日			転入日時点の 満年齢	歳	
移住支援金 の種類		就業(一般)※		就業(専門)		テレワーク
		起業				
	※就業(一般)の場合は申請対象となる求人管理番号					

3-1 就業先の法人等、勤務地（就業場所）の内容
（上記2で移住支援金の種類が”就業”に該当する場合のみ記入してください）

就業先の法人等名	
勤務地の住所	

3-2 所属先の内容（上記2で移住支援金の種類が“テレワーク”に該当する場合のみ記入してください）

所属先の名称	
所属先の住所	
所属先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

3-3 起業の内容（上記2で移住支援金の種類が”起業”に該当する場合のみ記入してください）

起業形態 (いずれかに○を)		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

<裏面に続く>

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の支給申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「蒲郡市首都圏人材確保支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
今回の移住に関して、国又は県から他の助成金を受給していません。（又は受給する予定はありません）		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、蒲郡市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ） 申請日から5年以上継続して、就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業（一般）の場合のみ記載） 転入日時点の満年齢について		A. 50歳以下		B. 51歳以上
（就業（一般）の場合のみ記載） 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 蒲郡市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 転出元での住所

※ 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことがわかる住所を最終の住所から順に記載してください。

期 間	住 所

6 転出元での状況（該当する欄に○を付けてください）

東京23区		在住		在勤		在住＋在勤
-------	--	----	--	----	--	-------

7 東京23区への在勤履歴（上記6で転出元での状況が”在勤””在住＋在勤”に該当する場合のみ記入してください）

- ※1 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する退職証明書（別紙5）など、在勤期間が確認できる書類を添付してください。
- ※2 東京23区への在勤後、移住前までに東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。
ただし、当該東京23区外の在勤履歴がある場合は移住支援金の支給対象となりません。
- ※3 通学期間を合算する場合は、東京23区内の大学等へ通学していた期間を記載し、通学期間及び通学していた大学等の所在地が分かる書類を添付してください。

期間	就業先（又は通学先）	就業地（又は通学地）

8 アンケート（該当する欄に○を付けてください。テレワーク、起業の場合は「a」のみ回答ください。）

a. 移住支援金が移住の後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
b. 移住支援金が対象企業を選んだ後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
c. 求人情報について、どちらから情報を得ましたか		①あいちUIターン支援センターホームページ		②バイトルNEXT、スタンプイのいずれか
		③ ①②以外のWebサイト [サイト名:]		③ハローワーク
		⑤ ④以外の職業紹介所		⑥その他求人情報誌等 [媒体名:]

整理番号（蒲郡市使用欄）	問合せシート：	申請状況シート：
--------------	---------	----------

蒲郡市移住支援金の支給申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓 約 事 項	チェック欄
1 蒲郡市首都圏人材確保支援事業に関する報告及び立入調査について、蒲郡市及び愛知県から求められた場合には、それに応じます。	☐
2 以下の場合には、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。	☐
(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合：全額	☐
(2) 移住支援金の申請日から3年未満に蒲郡市から転出した場合：全額	☐
(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額	☐
(4) あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額	☐
(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に蒲郡市から転出した場合：半額	☐

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

署名欄：_____

第1号様式（第3条関係）別紙2

蒲郡市首都圏人材確保支援事業に係る個人情報の取扱い

蒲郡市及び愛知県は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、蒲郡市及び愛知県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

振 込 申 出 書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

（申請者）住所

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日

移住支援金については、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 移住支援金の受領について

私名義の口座に振り込んでください。

振 込 金 融 機 関 名	
支 店 名	
口座種別（該当するものを○で囲む。）	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	

（注） 移住支援金は、所得税法上の「一時所得」に該当します。

（注） ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、口座番号の最後の1桁を除いた7桁の数字を記入してください。

第 1 号様式（第 3 条関係）別紙 4

委 任 状

(代理人)

住所

氏名

私は、上記の者を代理人（※ 1）と定め、蒲郡市首都圏人材確保支援事業
実施要綱第 3 条に規定する蒲郡市移住支援金の支給申請に関する一切の権
限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住所

氏名

※ 1 代理人は申請者と世帯を同一にする者に限ります。

年 月 日

退 職 証 明 書

様

所 在 地

事業主氏名又は名称

代 表 者

以下の事由により、あなたが当社を退職したことを証明します。

①使用期間（西暦）

年 月 日から 年 月 日まで

[内訳]

使用期間 ※日付の新しいものから記載 (うち雇用保険の被保険者であった期間)	勤務地の住所 ※市町村名
(年 月 日 ～ 年 月 日) (年 月 日 ～ 年 月 日)	
(年 月 日 ～ 年 月 日) (年 月 日 ～ 年 月 日)	
(年 月 日 ～ 年 月 日) (年 月 日 ～ 年 月 日)	

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※移住支援金の支給申請のみに使用する場合は②以下の証明は不要

②業務の種類

③その事業における地位

④賃金

⑤退職の事由

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（蒲郡市移住支援金の申請用）（就業）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
求人管理番号 （※1，2）	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 （※1）	3親等以内の親族に該当しない
専門人材の場合 のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

蒲郡市首都圏人材確保支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、蒲郡市及び愛知県
の求めに応じて、蒲郡市及び愛知県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

- ※1 移住支援金の種類が「就業（一般）」の場合のみ記入すること。
- ※2 他の都道府県が運営するマッチングサイトに掲載する対象求人に就業した場合は、
その都道府県名も記入すること。

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（蒲郡市移住支援金の申請用）（テレワーク）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

蒲郡市首都圏人材確保支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、蒲郡市及び愛知県の求めに応じて、蒲郡市及び愛知県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市移住支援金支給決定通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、以下のとおり蒲郡市移住支援金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金_____円

- ・同封する請求書に記入のうえ、 年 月 日までに蒲郡市へ提出してください。
- ・請求書受理後、概ね30日以内に指定の口座に振り込みます。

（支給決定に係る条件）

- 1 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
- 2 申請日から1年以内に離職したときや5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
- 3 蒲郡市は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、支給した額の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に蒲郡市から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に蒲郡市から転出した場合：半額
- 4 蒲郡市は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記3に定める返還請求等を行う場合があります。
- 5 フラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書はフラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があ

（裏面に続く）

ります。

- (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

6 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市移住支援金不支給決定通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、以下のとおり蒲郡市移住支援金を支給しないことを決定しましたのでお知らせいたします。

1 支給しない理由

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住 所

氏 名

生年月日 (西暦) 年 月 日生

蒲郡市移住支援金支給決定通知書再交付申請書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、蒲郡市移住支援金の支給決定通知書を再交付してほしいので、申請します。

記

再交付理由 (いずれかに○を付すこと)	き 損 ・ 亡 失 ・ その他 ()
------------------------	---------------------

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市移住支援金支給決定通知書【再交付】

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、以下のとおり蒲郡市移住支援金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金_____円

- ・同封する請求書に記入のうえ、 年 月 日までに蒲郡市へ提出してください。
- ・請求書受理後、概ね30日以内に指定の口座に振り込みます。

（支給決定に係る条件）

- 1 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
- 2 申請日から1年以内に離職したときや5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
- 3 蒲郡市は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、支給した額の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に蒲郡市から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に蒲郡市から転出した場合：半額
- 4 蒲郡市は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記3に定める返還請求等を行う場合があります。
- 5 フラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書はフラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があ

（裏面に続く）

ります。

- (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

6 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

蒲郡市移住支援金請求書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

（請求者） 住所

氏名

年 月 日付けで支給決定のあった蒲郡市移住支援金については、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1 請求額 金 円

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住 所

氏 名

蒲郡市移住支援金支給申請撤回届出書

年 月 日付けの申請書により申請を行った蒲郡市移住支援金については、支給の申請を撤回することとしたので、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 支給申請を撤回する理由

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

現住所

氏 名

蒲郡市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※ ・ 転居 ・ 離職 ・ 転勤 ・ 会社名等の変更 ・ その他（ ）

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること

第1回提出：移住支援金を申請した日から起算して1年経過時点

第2回提出：〃 3年経過時点

第3回提出：〃 5年経過時点

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
法人等名
代表者名

蒲郡市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※ ・ 転居 ・ 離職 ・ 転勤 ・ 会社名等の変更 ・ その他（ ）

※定期報告は、受給者が移住支援金を申請した日から起算して1年経過後、速やかに提出すること

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前	年 月 日			
	変更後				
勤務先	変更前	年 月 日			
	変更後				

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）
住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市移住支援金返還通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり移住支援金を返還してください。

記

既 支 給 額	金 円
返 還 額	金 円
返 還 理 由	

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住 所

氏 名

蒲郡市移住支援金返還免除申請書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり返還免除を申請します。

記

返 還 要 件 (該当項目にレ点)	☐ 実施要綱第12条第1項第1号【全額返還】 ☐ 実施要綱第12条第1項第2号【半額返還】
返還免除申請額	金 円
返還免除を申請する理由 (該当項目にレ点)	☐ 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 ☐ 天災地変による転居・離職 ☐ 病気による転居・離職 ☐ その他（以下に具体的な理由を記入）

【申請にあたっての留意事項】

- ・免除理由を証明できる書類を添付すること。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市移住支援金返還免除承認通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり蒲郡市移住支援金の返還を免除することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

返還免除申請額	金 円
返還免除承認額	金 円

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市移住支援金返還免除不承認通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱第 条の規定に該当しないことから、蒲郡市移住支援金の返還免除申請を承認しないこととしましたのでお知らせいたします。

記

1 不承認とする理由

蒲 郡 市 長 様

年 月 日

蒲郡市就職支援金支給申請書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱に基づき、蒲郡市就職支援金の支給を申請します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日（西暦）
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス （任意）			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用	領収書の有無
		(バス停名・駅名・空港名など)			

※領収書等の支払金額がわかる書類で確認できる往復交通費の総額の1/2以内（1,000円未満切捨て）が補助対象となります。（上限1万2,000円）

〈裏面に続く〉

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙 1 「蒲郡市就職支援金の支給申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2 「蒲郡市首都圏人材確保支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
今回の申請に関して、内定先企業から交通費の支給を受けていません。（又は受ける予定はありません。）		A. 受けていない		B. 受けている
転入日から 5 年以上継続して蒲郡市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
勤務地が、居住する予定の蒲郡市に所在していること		A. 所在している		B. 所在していない
就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、就職支援金の支給対象となりません。

蒲郡市就職支援金の支給申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓 約 事 項	チェック欄
1 蒲郡市首都圏人材確保支援事業に関する報告及び立入調査について、蒲郡市及び愛知県から求められた場合には、それに応じます。	☐
2 以下の場合には、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱に基づき、就職支援金の全額又は半額を返還します。	☐
(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により就職支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合：全額	☐
(2) 就職支援金の申請日から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額	☐
(3) 就職支援金の申請日から1年以内に、蒲郡市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に蒲郡市に住民票がある場合を除く）：全額	☐
(4) 転入日から3年未満に蒲郡市から転出した場合：全額	☐
(5) 就業日から1年以内に就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3か月以内に蒲郡市内の別の企業に就業する場合を除く）：全額	☐
(6) 就業日から1年以内に、勤務地（就業場所）が蒲郡市以外へ変更となった場合：全額	☐
(7) 転入日から3年以上5年以内に蒲郡市から転出した場合：半額	☐

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

署名欄：_____

第10号様式（第15条関係）別紙2

蒲郡市首都圏人材確保支援事業に係る個人情報の取扱い

蒲郡市及び愛知県は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、蒲郡市及び愛知県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

振込申出書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

（申請者）住所

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日

就職支援金については、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 就職支援金の受領について

私名義の口座に振り込んでください。

振込金融機関名	
支店名	
口座種別（該当するものを○で囲む。）	普通・当座
口座番号	

（注） 就職支援金は、所得税法上の「一時所得」に該当します。

（注） ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、口座番号の最後の1桁を除いた7桁の数字を記入してください。

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ ☐ 無期の雇用である。 ☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ ☐ 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)

※就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市就職支援金支給決定通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、以下のとおり蒲郡市就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

就職支援金 金_____円

- ・同封する請求書に記入のうえ、 年 月 日 までに蒲郡市へ提出してください。
- ・請求書受理後、概ね30日以内に指定の口座に振り込みます。

（支給決定に係る条件）

- 1 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
- 2 就業日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、又は転入日から5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
- 3 蒲郡市は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、就職支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、支給した額の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に、蒲郡市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 転入日から3年未満に蒲郡市から転出した場合：全額
 - (5) 就業日から1年以内に就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
（ただし、退職から3カ月以内に支給要件を満たす蒲郡市内の別の企業に就業する場合は除く）
 - (6) 就業日から1年以内に勤務地が蒲郡市以外へ変更となった場合：全額
 - (7) 転入日から3年以上5年以内に蒲郡市から転出した場合：半額
- 4 蒲郡市は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記3に定める返還請求を行う場合があります。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市就職支援金不支給決定通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、以下のとおり蒲郡市就職支援金を支給しないことを決定しましたのでお知らせいたします。

1 支給しない理由

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住 所

氏 名

生年月日（西暦） 年 月 日生

蒲郡市就職支援金支給決定通知書再交付申請書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、蒲郡市就職支援金の支給決定通知書を再交付してほしいので、申請します。

記

再交付理由 (いずれかに○を付すこと)	き 損 ・ 亡 失 ・ その他 ()
------------------------	---------------------

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市就職支援金支給決定通知書【再交付】

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、以下のとおり蒲郡市就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

就職支援金 金_____円

- ・ 同封する請求書に記入のうえ、 年 月 日までに蒲郡市へ提出してください。
- ・ 請求書受理後、概ね 3 0 日以内に指定の口座に振り込みます。

（支給決定に係る条件）

- 1 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
- 2 就業日から 1 年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、又は転入日から 5 年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
- 3 蒲郡市は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、就職支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、支給した額の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から 1 年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
 - (3) 申請日から 1 年以内に、蒲郡市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 転入日から 3 年未満に蒲郡市から転出した場合：全額
 - (5) 就業日から 1 年以内に就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
（ただし、退職から 3 カ月以内に支給要件を満たす蒲郡市内の別の企業に就業する場合は除く）
 - (6) 就業日から 1 年以内に勤務地が蒲郡市以外へ変更となった場合：全額
 - (7) 転入日から 3 年以上 5 年以内に蒲郡市から転出した場合：半額
- 4 蒲郡市は、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記 3 に定める返還請求を行う場合があります。

蒲郡市就職支援金請求書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

（請求者） 住所

氏名

年 月 日付けで支給決定のあった蒲郡市就職支援金については、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1 請 求 額 金 円

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住 所

氏 名

蒲郡市就職支援金支給申請撤回届出書

年 月 日付けの申請書により申請を行った蒲郡市就職支援金については、支給の申請を撤回することとしたので、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 支給申請を撤回する理由

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

現住所

氏 名

蒲郡市就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※ ・ 転居 ・ 離職 ・ 転勤 ・ 会社名等の変更 ・ その他（ ）

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること

第 1 回提出：転入した日から起算して 1 年経過時点

第 2 回提出： 〃 3 年経過時点

第 3 回提出： 〃 5 年経過時点

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

住民票の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
法人等名
代表者名

蒲郡市就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
記

1 届出理由 (該当する理由を○で囲む)

定期報告※ ・ 転居 ・ 離職 ・ 転勤 ・ 会社名等の変更 ・ その他 ()

※定期報告は、受給者が就業した日から起算して1年経過後、速やかに提出すること

2 届出内容 (変更の有無を○で囲む)

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更 (予定) 日	氏名 (勤務先名)	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類 (変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。)
住民票の写し (転居)、雇用保険離職票又は受給資格喪失届 (離職)、辞令 (転勤)、その他届出内容が確認できる書類

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市就職支援金返還通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり就職支援金を返還してください。

記

既 支 給 額	金 円
返 還 額	金 円
返 還 理 由	

蒲 郡 市 長 様

住 所

氏 名

蒲郡市就職支援金返還免除申請書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり返還免除を申請します。

記

返 還 要 件 (該当項目にレ点)	☐ 実施要綱第 2 5 条第 1 項第 1 号【全額返還】 ☐ 実施要綱第 2 5 条第 1 項第 2 号【半額返還】
返還免除申請額	金 円
返還免除を申請する理由 (該当項目にレ点)	☐ 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 ☐ 天災地変による転居・離職 ☐ 病気による転居・離職 ☐ その他（以下に具体的な理由を記入）

【申請にあたっての留意事項】

- ・免除理由を証明できる書類を添付すること。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市就職支援金返還免除承認通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり蒲郡市就職支援金の返還を免除することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

返還免除申請額	金	円
返還免除承認額	金	円

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市就職支援金返還免除不承認通知書

蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱第 条の規定に該当しないことから、蒲郡市就職支援金の返還免除申請を承認しないこととしましたのでお知らせいたします。

記

1 不承認とする理由